

目 次

I 文書館の概要

1 設置の目的	1
2 建設の経緯	1
3 施設の概要	2

II 平成24年度事業の概要

1 組 織	3
2 平成24年度 of 主な事業内容	3
(1) 一般管理運営	
ア 文書館運営懇話会	3
イ 収蔵資料のくん蒸業務	4
ウ 文書館情報システム	4
(2) 調査研究事業	
ア 記録資料アドバイザーの設置	5
イ 『福井県文書館研究紀要 第10号』の発刊	5
ウ 『福井藩士履歴 1 あ～え 福井県文書館資料叢書 9』の発刊	5
エ アーカイブズカレッジ（共催）	6
(3) 収集保存事業	
ア 収蔵資料数	6
イ 古文書関係	6
ウ 歴史的公文書収集状況	8
(4) 閲覧利用事業	
ア 月別文書館利用者数	9
イ 文書等の掲載・放送等	10
ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果	11
(5) 普及啓発事業	
ア 講座・講演会等の開催	12
イ 閲覧室展示	13
ウ 学校教育との連携	14
エ 刊行物	15
3 福井県文書館業務日誌	17

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法	20
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例	22
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則	25
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱	28
5 福井県文書館文書等利用要綱	31
利用案内	34

I 文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月） 開館（平成15年2月1日）

3 施設の概要

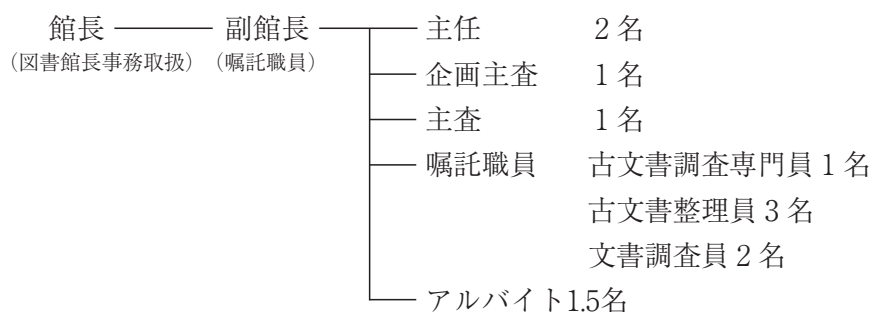
設置場所	福井市下馬町51-11
敷地面積	70,246㎡
施設形態	福井県立図書館との併設
施設規模	延床面積 18,436㎡（文書館 3,119㎡ 図書館15,317㎡）
建物構造	鉄骨造および鉄筋コンクリート造
	地上2階（図書館書庫地上5階）、地下1階

主な施設

階	部屋名	面積(㎡)	主な使用目的
1	閱覧室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研修室	82	古文書読解講座等の講座を開催
1	事務室	202	文書館職員の執務室
1	館長室		館長の執務室
1	調査研究室		収集した公文書、古文書等の整理、補修、目録作成
1	荷解室	66	収集した公文書、古文書等の梱包を解く
1	くん蒸室	23	収集した公文書、古文書等の殺虫、殺カビを行う
1	撮影室	57	収集した公文書、古文書等の撮影、デジタル画像化を行う
1	第1書庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第4書庫		古文書複製本を保存する
2	第2書庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第3書庫		行政資料を保存する
2	一般書庫(フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴重書庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合計		3,119	

Ⅱ 平成24年度事業の概要

1 組織（平成24.4.1現在）



平成24.4.1～文書館は図書館の附置機関

2 平成24年度の主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員

分野	氏名
学校関係	小谷 正典
市町関係	釣部由紀子
一般	杉田 晃一
〃	田原 健子
〃	北野よしえ
〃	吉田 健

第1回運営懇話会

日時 平成24年11月6日（火）13:30～15:00
 場所 福井県立図書館 大会議室
 内容 ・平成24年度事業実施状況について
 ・開館10周年の成果と記念事業について

第2回運営懇話会

日時 平成25年3月12日（火）13:40～15:10
 場所 福井県立図書館 大会議室
 内容 ・平成24年度事業実績について
 ・平成25年度事業計画（案）について

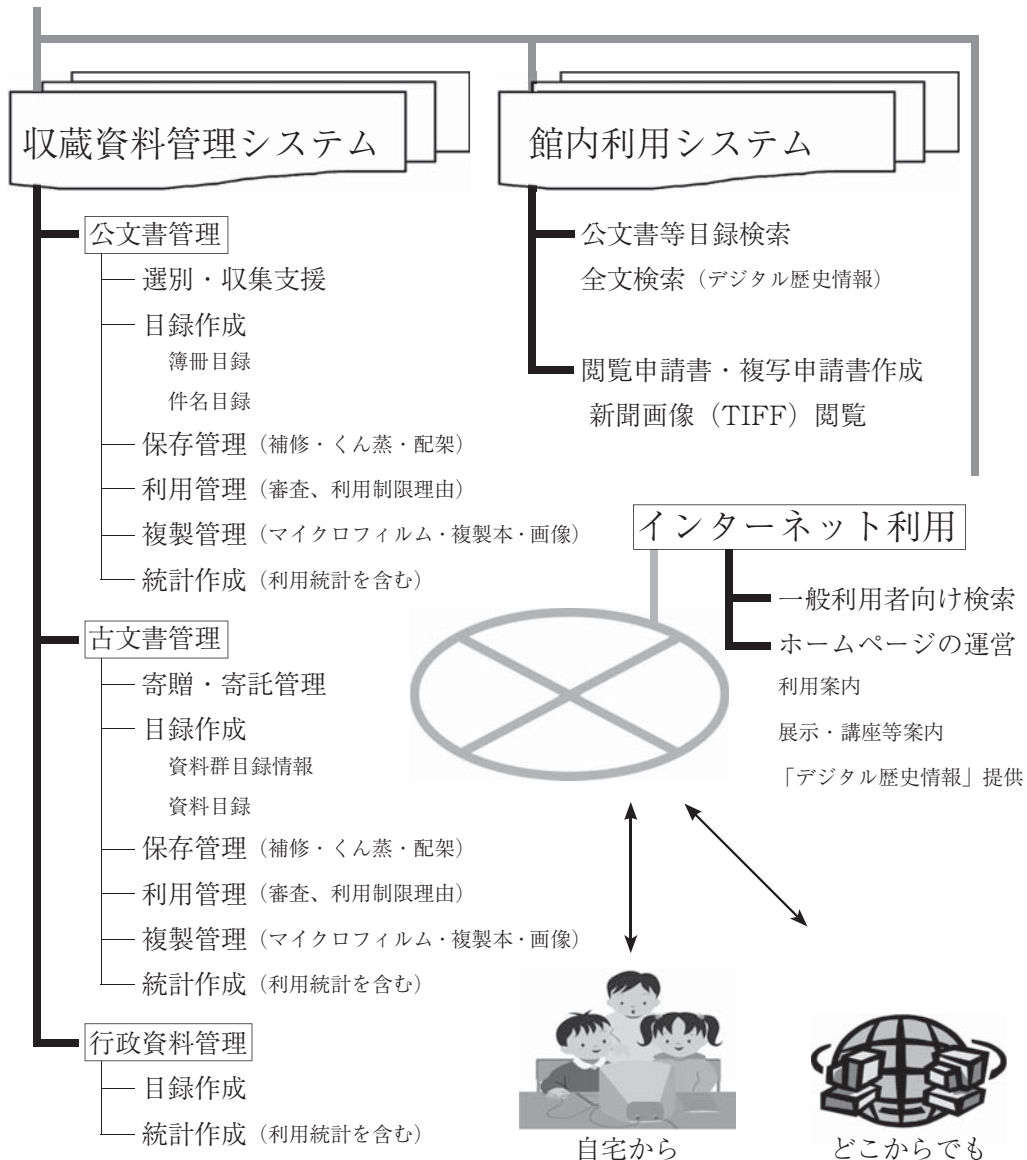
イ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施年月日	使用薬剤	業務形態
被覆くん蒸	1回	平成24年8月24日(金) ～9月8日(土)	二酸化炭素	委託
くん蒸庫によるくん蒸	4回	随時	二酸化炭素	委託

ウ 文書館情報システム

福井県文書館では、収集する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物等の情報をホームページで提供している。

福井県文書館情報システムの機能



(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため設置する。

記録資料アドバイザー名簿（平成24.4.1現在）

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中世	福井大学名誉教授	松浦 義則
近世	京都大学名誉教授	藤井 讓治
近現代	福井大学教授	木村 亮

第1回アドバイザー会議

日時 平成24年6月9日（土）13:30～15:30
場所 福井県立図書館 大会議室
内容 ・今後の調査、研究事業について
・寄贈・寄託を受けた資料群の概要調査

第2回アドバイザー会議

日時 平成24年12月15日（土）13:30～15:30
場所 福井県立図書館 大会議室
内容 ・資料叢書のタイトルについて
・文書館開館10周年への助言

イ 『福井県文書館研究紀要 第10号』の発刊

目次

福井県文書館講演

記憶を記録に－オーラル・ヒストリーの射程－ 中村 尚史

論文

山口庄右衛門安固と小浜藩中期の藩政
－『余慶編』を素材に－ 藤井 讓治

研究ノート

杉田定一の一側面（三） 池内 啓

資料紹介

明治5年博覧会資料について 橋本 唯子

余慶編 藤井 讓治

ウ 『福井藩士履歴 1 あ～え 福井県文書館資料叢書 9』の発刊

福井県立図書館に保管されている「松平文庫」のなかの「剥札」「士族」である。「剥札」は上・下、「士族」は一～七で構成されている（三は欠）。このうち本巻では、あ～えまでを翻刻した。

目次

口 絵

発刊にあたって

凡例

一 福井藩士履歴 あ

二 福井藩士履歴 い

三 福井藩士履歴 う

四 福井藩士履歴 え

解説 幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について 吉田 健

参考資料

エ アーカイブズカレッジ (共催)

日時 平成24年11月13日(火)～11月22日(木)

場所 福井県立図書館大会議室、研修室、調査研究室

内容 国文学研究資料館が主催する、アーカイブズの保存と利用サービス等の業務を担うアーキビスト(記録史料専門職員)の養成のための短期コースを共催。

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数 (平成25.3.31現在)

	所蔵文書等	目録の公開状況	公開率
公文書(冊)	47,600	45,629	96%
古文書(点)	262,110	169,455	65%
行政刊行物・図書等(冊)	21,669	20,935	97%
計	331,379	236,019	71%

イ 古文書関係

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	出所	資料群の性格	点数	備考
A0143	松平文庫	—	御城下諸事之部等(展示)	52	
A0177	田中善右衛門家	坂井郡高椋村	地籍図・村絵図等	107	
A0178	福井新聞社	—	明治期の新聞	49	
A0180	宮崎為次家	—	御用日記	1	整理継続中
A0188	池内啓収集 (窪田家旧蔵)	—	窪田彦左衛門家関係	134	整理継続中
A0192	藤島高等学校	福井市	旧福井中学校蔵書	4	
A0193	岩井正	—	福井地震体験日記	2	

C0005	坪田仁兵衛家	坂井郡大牧村	学習ノート等	50	
C0065	矢尾真雄家	坂井郡安沢村	庄屋文書、天真社関係	736	
C0127	内田利信家	坂井郡東長田村	手習い教科書等	2	
D0038	齋藤実家	丹生郡本折村	検地帳、地租関係	19	
D0076	玉川区有	丹生郡玉川浦	浦方文書	152	
E0123	小川利三郎家	南条郡府中町	絵はがき等	12	
G0024	飯田広助家	今立郡東俣村	大庄屋、戸長役場、地主経営関係	352	整理継続中
N0055	桜井市兵衛家	三方郡世久見	小学読本（展示）	1	
X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	古写真	1	
X0149	三上豊尚家	丸岡城下	丸岡藩士の家文書	60	
X0150	野村幸男	—	戦時中の大野郡地誌調査	25	
合計	18資料群 1,759点				

寄贈・寄託

資料群番号	資料群名	出 所	資料群の性格	点数	備考
A0135	松原信之家	—	郷土史研究家作成絵図	45	寄贈
A0174	池内啓収集 (杉田家旧蔵)	—	杉田定一関係	311	寄贈
A0178	福井新聞社	—	明治期の新聞	49	寄贈 (整理継続中)
A0182	池内啓収集 (丹尾家旧蔵)	—	県会議員関係	20	寄贈
A0183	池内啓収集 (原田家旧蔵)	—	県会議員関係	2	寄贈
A0184	池内啓収集	—	雑誌『啓明』など	15	寄贈
A0185	池内啓収集 (今村家旧蔵)	—	県会議員関係	14	寄贈
A0186	池内啓収集 (佐藤家旧蔵)	—	県会議員関係	40	寄贈
A0187	池内啓収集 (齊藤家旧蔵)	—	県会議員関係	114	寄贈
A0192	藤島高等学校	福井市	旧福井中学校蔵書	33	寄贈
C0005	坪田仁兵衛家	坂井郡大牧村	新聞・すごろく・教科書など	1,037	追加寄託 (整理継続中)
C0127	内田利信家	坂井郡東長田村	手習い教科書など	2	寄贈

D0038	齋藤実家	丹生郡本折村	検地帳、地租関係	19	寄贈
X0142	山内秋郎家	丹生郡織田村	古写真	14	追加寄贈
X0149	三上豊尚家	丸岡城下	丸岡藩士の家文書	60	寄贈
X0150	野村幸男	-	戦時中の大野郡地誌調査	29	寄贈
X0151	カレル・フィアラ	-	蔵書	4	寄託
合 計	17資料群 1,808点				

ウ 歴史的公文書収集状況

平成24年度 廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

(単位：冊)

部 局	廃棄対象 文書数	保存年限別収集文書数						収集数
		20年	15年	10年	5年	3年	1年	
総 務 部	2,540	22	1	22	216	32	6	299
総 合 政 策 部	714	1		25	66	6		98
安 全 環 境 部	1,123	6		28	61	19		114
健 康 福 祉 部	2,330	20		15	92	26		153
産 業 労 働 部	1,603	19		14	78	6		118
観 光 営 業 部	325	6			20	4		30
農 林 水 産 部	3,008	208		74	190	27		499
土 木 部	2,210	33		44	73	18		168
会 計 局	405	19		4	5	7		35
知 事 部 局 計	14,258	334	1	226	802	145	6	1,514
教 育 庁	1,499	12		27	81	27		147
選挙管理委員会 事務局	54	2		2	2	17		23
監査委員 事務局	80					37		37
人事委員会 事務局	116					2		2
労働委員会 事務局	60				2	7		9
行政委員会計	310	2		2	4	63		71
出 先 機 関 計	27,133	257		3	10	6	7	283
総 計	43,200	605	1	258	897	241	13	2,015

*平成24年3月31日付で保存年限満了を迎えたものを対象に計上している。

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成24年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用(入場)者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	1日平均アクセス件数(件/日)
						総数	歴史的公文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	22	1,111	50.5	10	30	808	0	755	7	43	1	2	36.7	72,177	2,406
5	25	850	34.0	8	25	269	0	188	6	74	0	1	10.8	86,943	2,805
6	25	986	39.4	6	24	721	0	498	9	210	4	0	28.8	85,331	2,844
7	27	1,158	42.9	8	39	544	0	162	10	372	0	0	20.1	74,560	2,405
8	30	1,282	42.7	11	56	1,913	0	1,265	20	569	51	8	63.8	93,194	3,006
9	25	1,030	41.2	11	38	1,489	0	1,253	19	212	0	5	59.6	92,837	3,095
10	25	1,238	49.5	18	57	904	14	682	29	160	17	2	36.2	103,275	3,331
11	25	2,742	109.7	20	36	705	2	583	11	98	9	2	28.2	101,210	3,374
12	23	703	30.6	8	28	442	0	226	7	158	34	17	19.2	108,005	3,484
1	23	835	36.3	11	41	653	8	593	6	38	0	8	28.4	98,270	3,170
2	23	1,375	59.8	5	31	148	8	53	23	59	1	4	6.4	92,150	3,291
3	23	855	34.2	10	40	710	1	188	12	498	0	11	28.4	107,461	3,466
計	298	14,165	47.5	126	445	9,306	33	6,446	159	2,491	117	60	31.2	1,115,413	3,056

平成14年度	46	2,597	56.5	136	78	476	2	350	19	104	1	0	10.3	(不明)	(不明)
平成15年度	294	5,417	18.4	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010
平成17年度	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219
平成18年度	297	9,880	33.2	147	322	7,595	393	4,405	144	1,931	670	52	25.6	1,147,307	3,143
平成19年度	296	11,046	37.3	243	476	8,073	18	6,436	354	953	70	243	27.3	1,086,863	2,970
平成20年度	294	11,451	38.9	150	340	7,593	2	6,764	251	432	5	140	25.8	1,030,816	2,824
平成21年度	294	15,508	52.7	186	390	15,201	113	14,119	117	706	78	71	51.7	1,153,505	3,160
平成22年度	297	17,066	57.5	189	393	9,342	83	7,606	167	866	554	76	31.5	1,249,957	3,425
平成23年度	297	13,773	46.4	158	405	7,332	432	5,793	250	360	87	77	24.7	1,026,809	2,813

イ 文書等の掲載・放送等

機関名等	文書等	掲載・放送等	数量	備 考
株式会社ベストセラーズ	写真	掲載	1点	月刊誌『歴史人』6月号に掲載
株式会社ベネッセコーポレーション	古文書	掲載	1点	『進研ゼミ中学講座 最新入試過去問徹底解説 2012年下巻』に掲載
株式会社ライトスタッフ	写真	掲載	12点	『小森電機商会100年史』に掲載
越前市春日野区	古文書	掲載	5点	『古文書にみる春日野村(中)』に掲載
株式会社エフベリー	古文書	掲載	12点	『F. BERRY』7月号に掲載
株式会社インフォライブ	写真	放映	1点	福井青年会議所50周年記念式典で放映
全国入試模試センター	古文書	掲載	1点	駿台全国マーク模試・日本史に掲載
社北公民館	古文書	掲載	1点	「広報 やしろ北」に掲載
福井県総合政策部新幹線建設推進課	写真	放映	7点	新幹線の起工式・着工記念大会で放映
中日新聞社	写真	掲載	3点	中日新聞・日刊県民福井に掲載
東北大学	古文書	掲載	3点	「まなびの杜」第62号に掲載
株式会社いき出版	写真	掲載	43点	『写真アルバム 福井市の昭和』および販売広告、パンフレットに掲載
福井県立藤島高等学校	古文書	展示・掲載	1点	校内でのパネル展示および図書室広報誌に掲載
石川書房	写真	掲載	5点	『海に生きた人びとの歴史』に掲載
みくに龍翔館	古文書	展示・掲載	4点	特別展『藩校・私塾・寺子屋と近代教育への歩み』に使用し、図録に掲載
兵庫県たつの市教育委員会	写真	掲載	1点	室津海駅館特別展図録『平清盛と西国の海』に掲載
福井新聞社	古文書	掲載	1点	福井新聞に掲載
小学館	古文書	掲載	1点	浜学園の教材・テスト用素材に掲載
福井県立大学附属図書館	写真	展示	1点	大学創立20周年記念事業にパネル展示
個人	古文書	掲載	1点	『日本建築学会計画系論文集』に掲載
越前市本保区	古文書	掲載	3点	地区の催事に使用
有限会社ぱるす創房	写真	放映	7点	(社)福井県宅建協会のテレビCMで放映
九頭竜川下流域農業用水再編推進協議会	写真	掲載	1点	歴史講座開催チラシ・ポスター・会場掲示物に掲載
株式会社木楽舎	古文書	展示	1点	「あっぱれ北斎!光の王国展」に展示

福井県立若狭図書学習センター	古文書	展示	4点	企画展「ふるさとのおいたち」に展示
越前市教育委員会	古文書	掲載	1点	『遊びの四季 ふるさと編』に掲載
福井県立武生高等学校	写真	掲載	1点	武生高校図書館報に掲載
「江戸楽」編集部	古文書	掲載	1点	『東日本大震災復興支援 善光寺出開帳 両国回向院公式ガイドブック』に掲載
勝山市観光政策課	古文書	放映	4点	はたや記念館ゆめおーれ勝山の館内で放映
株式会社ライトスタッフ	古文書	展示	2点	第28回ふくい春まつりにパネル展示

ウ 古文書複製本公開許諾依頼結果
公開許諾済

市 町	資料群番号	資料群名	点数
敦賀市	M0023	竹中竹右衛門家	488
合 計	1 資料群 488点		

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

(ア) 講演会

「豪農一家にとっての近代－杉田仙十郎と定一夫妻－」 会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
3月2日(土)	家近 良樹 氏 (大阪経済大学教授)	99名

(イ) 講座等

a 県史講座

「だるま屋少女歌劇のかがやき－全国の少女歌劇のなかで－」 会場：県立図書館多目的ホール

月 日	講 師	参加者
5月12日(土)	倉橋 滋樹 氏 (宝塚市立西公民館長)	24名

b 資料保存研修会

「資料の保存管理ワークショップ－福井県文書館の事例から－」 会場：文書館研修室

月 日	講 師	参加者
7月4日(水)	青木 睦 氏 (国文学研究資料館准教授)	28名

c 古文書講座

古文書入門講座(3回シリーズ)

会場：文書館研修室

月 日	参加者
6月16日(土)、23日(土)、30日(土)	のべ102名

古文書初級講座(3回シリーズ)

会場：文書館研修室

月 日	参加者
10月6日(土)、20日(土)、27日(土)	のべ83名

古文書読解講座(3回シリーズ)

会場：文書館研修室

月 日	内 容	参加者
毎月第4金曜日	参加者による輪読	毎月15名前後

d 展示説明会

(館員による解説)

会場：文書館閲覧室

月 日	内 容	参加者
7月1日(日) 29日(日)	「130年前のふくい発見－新出新聞1か月－」	28名
11月4日(日)	「ふくいの勤業博覧会」	3名
2月2日(土) 3月2日(土)	企画展「杉田仙十郎・定一・鈴おやか展」の 紹介と解説	81名

e フィアラ先生の世界をつなぐセミナー

講師：カレル・フィアラ(文書館副館長、福井県立大学名誉教授)

会場：文書館研究室

月 日	内 容	参加者
7月14日(土)	「古代日本語の語りと『古事記』」	42名
10月13日(土)	「現存する『平家物語』の各異本の紹介」	22名
12月8日(土)	「絵入り読み物の世界－『新版絵入平家物語』 (福井県文書館蔵)をとりあげて－」	24名
3月9日(土)	「世界の中の日本古典 －『源氏物語』の翻訳体験を語る－」	27名

イ 閲覧室展示

(ア) 企画展示

タイトル	「杉田仙十郎・定一・鈴おやか展－自由民権の土壌－」
展示の概要	<p>福井県出身の政治家 杉田定一（1851－1929年）は、地租軽減と国会開設を求めた自由民権運動の指導者として知られ、第1回の総選挙で当選してから10回にわたって衆議院議員を務め、衆議院議長や貴族院議員としても活躍した。</p> <p>この展示では、杉田定一を支えたふたりの人物、父仙十郎と妻 鈴に注目し、大阪経済大学・同志社大学から借用する杉田定一関係資料とともに、県内豪農層の資料を紹介する。</p>
期 間	平成25年1月25日(金)～4月14日(日)
展示の方法	文書館閲覧室の展示コーナー(展示パネル)、閲覧室展示ケース(原本展示)を利用するほか、カラー複製本・パンフレットを作製する。
主な展示資料とその内容	<ul style="list-style-type: none"> • 晩年に仙十郎が記した多数の覚書(大阪経済大学、矢尾真雄家文書、池内啓収集文書) 万機公論への共感、国を支える農民としての自負、テーマとしての学校建設 • 地租軽減運動の中核、安沢村の矢尾八兵衛が残した記録(大阪経済大学) • 天真社印章、紋付(鶉公民館蔵)等 • 鈴卒業写真(お茶の水女子大学画像提供) • 鈴から定一にあてた手紙(大阪経済大学図書館蔵) イタリア統一運動の英雄ガリバルディへの共感 定一の外遊時に英学修行 • 定一から新島襄にあてた手紙(同志社社史資料センター蔵) • 仙十郎・定一・鈴ひすとりかる・すけっち(タペストリ) 肖像写真、それぞれのキーワード、略年譜

(イ) 月替展示

月	テーマ	内容	備考
4月 5月	収蔵資料紹介 -プロマイドとラベル-	だるま屋少女歌劇のプロマイドと、雲丹やかになど県の特産品の商品ラベルを紹介。	
6月	残したい。大切な思い出 -記録を未来へ-	身近な文房具や虫・ネズミ・カビ、災害によっていたんだ資料を展示し、簡単な補修方法とその予防のポイントを紹介。	国際アーカイブズの日にあわせて実施。
7月 8月	130年前のふくい発見 -新出新聞1か月-	当館に寄贈された新聞のなかから、新しくみつかった明治15年1月の1か月分の新聞と、新聞からわかる130年前のふくいのすがたを紹介。	NIE全国大会(福井)にあわせて実施。
9月 10月	ちょっと昔の福井県 -あのころの学校編-	県広報写真の中から、ちょっと昔の福井県のなつかしい学校の様子を紹介。	
11月 12月	ふくいの勸業博覧会	勸業博覧会の資料を中心に、ふくいの産業振興の様子を紹介。	
1月	つかって複製シート -すごろくと地図-	すごろくや地図などで、複製シート化されて、貸出しできる資料を紹介。	
(2～3月 企画展示)			

(ウ) その他展示等

月	テーマ	備考
12月	ミニ展示 「江戸時代の木版本『新版絵入平家物語』」	フィアラ先生セミナー第3回の関連展示
2月	エントランス展示「たけふ街並アーカイブ -市民による地域資料のデジタル化と保存」	NPO法人ラピュタ創造研究所と共催
2月	ミニ展示「ちょっと昔のたけふの風景」	エントランス展示「たけふ街並アーカイブ」の関連展示
2月	資料補修体験コーナー	

ウ 学校教育との連携

(ア) 出張授業・講座

月日	場所	内容
11月14日(水)	武生高等学校	「和紙と歴史」をテーマにした出前授業を実施。

(イ) 館内見学・職場体験の受入

月 日	対 象	人 数	内 容
10月25日(木)～26日(金) 10月30日(火) 11月20日(火)～21日(水)	藤島中学校 成和中学校 大東中学校	3名 4名 4名	中学校職場体験
4月～3月	北中山小学校他	1,168名	文書館見学

(ウ) 「文書館新聞」の発行と郷土新聞作り講座

月 日	内 容
7月11日(水)	夏休みの課題である郷土新聞作りに使える資料や資料検索の方法を掲載した「文書館新聞」を県内の中学校に配付。
7月21日(土) ～8月31日(金)	夏休みの郷土新聞作りの参考にしてもらうため、過去の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示。
5月～7月	NIE推進研究会議に継続参加し、NIE全国大会(福井)の大会に職員参加。
8月2日(木) 3日(金)	郷土新聞作りおよび社会科自由研究の相談会を実施。
12月21日(金) ～1月23日(水)	今年度の中学生郷土新聞コンクール入賞作品を展示。

(エ) 文書館・図書館探検隊

月 日	対 象	内 容
7月28日(土)、 8月10日(金) 3月27日(水)	幼児・児童・生徒および保護者	文書館、図書館を職員が案内し、文書館や図書館の役割について学ぶ。

(オ) 学校図書館との連携企画「ふくいヒストリア ふるさと探求プロジェクト」

月 日	会 場	内 容
8月～3月	武生高等学校 文書館	高校生が文書館の資料や新聞を活用し、「なぜ福井は幸せなのか」をテーマに調査活動を行い、その成果を発表。あわせて、ミニ写真展示・説明会などの企画を実施。

エ 刊行物

(ア) 出張授業・講座

号数	目 次 内 容	発 行 日
20号	特集「開館10年のあゆみ」、歴史的公文書紹介、資料紹介、寄贈資料紹介、叢書紹介、お知らせ	平成24年12月19日

(イ) 福井県文書館事業年報

号数	目次内容	発行日
9号	文書館の概要／平成23年度事業の概要／関係法令	平成24年7月31日

(ウ) 福井県文書館研究紀要

号数	目次内容	発行日
10号	文書館講演／論文／研究ノート／資料紹介	平成25年2月22日

(エ) 福井県文書館資料叢書

巻数	目次内容	発行日
9巻	福井藩士履歴1 あ～え	平成25年2月23日

3 福井県文書館業務日誌 (平成24.4.1～平成25.3.31)

- 24.4.1 福井県教育委員会行政組織規則の一部改正
(福井県立図書館に福井県文書館を附置する)
- 9 文書整理特別休館 (～4/13)
- 14 4・5月展示「収蔵資料紹介－ブロマイドとラベル－」(～5/23)
- 18 中日新聞・日刊県民福井に月替展示「ブロマイドとラベル」の記事掲載
- 19 福井新聞に月替展示「ブロマイドとラベル」の記事掲載
- 20 全史料協近畿部会第1回運営委員会(京都府京都市、坪井主任出席)
- 26 武生東幼稚園見学(48名)、北中山小学校見学(41名)
- 27 全史料協近畿部会役員会(県立図書館大会議室)
- 5.11 福井新聞に県史講座「だるま屋少女歌劇のかがやき」の予告記事掲載
- 12 毎日新聞に県史講座「だるま屋少女歌劇のかがやき」の予告記事掲載
- 12 県史講座「だるま屋少女歌劇のかがやき－全国の少女歌劇のなかで－」開催
(24名参加)
- 13 福井新聞、日刊県民福井に県史講座「だるま屋少女歌劇のかがやき」の記事掲載
- 25 福井新聞にフィアラ副館長の紹介記事掲載
- 25 6月展示「残したい。大切な思い出－記録を未来へ－」(～6/27)
- 31 全史料協第1回役員会(茨城県水戸市、岩壁室長出席)
- 31 全史料協近畿部会第20回総会、第115回例会(福井県文書館)
- 6.8 織田小学校見学(38名)
- 8 全国公文書館長会議(東京都千代田区、柿木館長出席)
- 9 平成24年度第1回福井県文書館記録資料アドバイザー会議
- 10 福井新聞に月替展示「伝えたい わたしたちの記録」の記事掲載
- 16 古文書入門講座(第1回、36名参加)
- 17 日刊県民福井に月替展示「伝えたい わたしたちの記録」の記事掲載
- 23 古文書入門講座(第2回、35名参加)
- 27 読売新聞に古文書入門講座の記事掲載
- 29 7・8月展示「130年前のふくい発見－新出新聞1か月－」(～8/22)
- 30 古文書入門講座(第3回、31名参加)
- 7.1 月替展示「130年前のふくい発見」展示説明会(19名参加)
- 1 福井新聞に月替展示「130年前のふくい発見」の記事掲載
- 3 福井テレビ、月替展示「130年前のふくい発見」取材
- 4 南越養護学校見学(30名)
- 4 資料保存研修会「資料の保存管理ワークショップ－福井県文書館の事例から－」
(28名参加)
- 6 全史料協近畿部会第116回例会(京都府京都市、大下主査出席)
- 7 月刊URALA、古文書入門講座について取材(8月号に掲載)
- 14 フィアラ先生の世界をつなぐセミナー『語りと記録』
第1回「古代日本語の語りと『古事記』」(42名参加)
- 20 福井新聞にフィアラ副館長の「平家物語響きあり！(1)」掲載
- 21 郷土新聞コンクール優秀作品展示(～8/31)
- 27 福井新聞にフィアラ副館長の「平家物語響きあり！(2)」掲載
- 28 文書館・図書館探検隊(22名参加)
- 29 月替展示「130年前のふくい発見」展示説明会(9名参加)
- 30 NIE全国大会(福井市、～7/31、大下主査参加)
- 8.2 社会科自由研究(郷土新聞づくり)相談会(～8/3、48名参加)

- 3 福井新聞にフィアラ副館長の「平家物語響きあり！(3)」掲載
10 文書館・図書館探検隊（49名参加）
10 福井新聞にフィアラ副館長の「平家物語響きあり！(4)」掲載
11 朝日新聞に月替展示「130年前のふくい発見」の記事掲載
24 9・10月展示「ちょっと昔の福井県－あのころの学校編－」（～10/24）
29 日刊県民福井、月替展示「ちょっと昔の福井県」取材
9. 4 学校連携企画「ふるさと探究プロジェクト」のパネル展示
「“健康長寿”へのあゆみ」（～9/7、武生高校）
5 武生高校ふるさと探究プロジェクトに福井新聞、日刊県民福井、読売新聞、F B C
福井放送の取材
20 全史料協近畿部会第117回例会（大阪府大阪市、柳沢主任出席）
26 惜陰小学校見学（67名）
10. 5 文殊小学校見学（27名）
6 古文書初級講座（第1回、29名参加）
10 六条小学校見学（23名）、御陵小学校見学（58名）
12 東海北陸地区公文書等保存利用機関協議会総会・研究会
（岐阜県岐阜市、岩壁室長出席）
13 フィアラ先生の世界をつなぐセミナー『語りと記録』
第2回「現存する『平家物語』の各異本の紹介」（22名参加）
14 中日新聞にフィアラ先生の世界をつなぐセミナー第2回の記事掲載
16 全史料協近畿部会第118回例会（滋賀県大津市、橋本囑託出席）
17 大石小学校見学（45名）
19 棗小学校見学（45名）
20 古文書初級講座（第2回、25名参加）
23 金津東小学校見学（30名）
24 学校連携企画「ふるさと探究プロジェクト」のパネル展示
「“健康福井”オリンピックや福井国体をふりかえる」（～11/16、武生高校）
25 藤島中学校職場体験（～10/26、3名）
26 11・12月展示「ふくいの勸業博覧会」（～12/19）
27 古文書初級講座（第3回、29名参加）
30 成和中学校職場体験（4名）
11. 1 福井新聞に月替展示「ふくいの勸業博覧会」の記事掲載
4 月替展示「ふくいの勸業博覧会」展示説明会（3名参加）
6 平成24年度第1回運営懇話会
8 全史料協全国大会（～11/9、広島県広島市、柿木館長・井上企画主査出席）
8 春江東小学校見学（60名）
13 平成24年度アーカイブズ・カレッジ短期コース開催（～11/22、文書館閲覧室、国文学研究資料館主催、当館共催）
14 武生高校との連携授業「和紙と歴史学－記録を未来へ－」（大下主査）、福井新聞、
日刊県民福井取材
16 東郷小学校見学（41名）
20 大東中学校職場体験（～11/21、4名）
27 ふれあい文化スクールで県内小学5年生見学（～11/30、615名）
30 三重県警視察（2名）
12. 1 ミニ展示「江戸時代の木版本『新版絵入平家物語』」（～12/19）
7 福井新聞にミニ展示「江戸時代の木版本」記事及びフィアラ先生の世界をつなぐセ
ミナール第3回の予告記事掲載

- 8 フィアラ先生の世界をつなぐセミナー『語りと記録』第3回「絵入り読み物の世界－『新版絵入平家物語』をとりあげて－」（24名参加）
- 15 平成24年度第2回福井県文書館記録資料アドバイザー会議
- 21 1月展示「つかって複製シート－すごろくと地図－」（～1/23）
- 21 郷土新聞コンクール優秀作品展示（～1/23）
- 21 中日新聞、月替展示「つかって複製シート」、郷土新聞コンクール優秀作品展示取材
- 22 中日新聞、日刊県民福井に郷土新聞コンクール優秀作品展示の記事掲載
25. 1. 18 全史料協近畿部会第119回例会（大阪府貝塚市、坪井主任出席）
- 18 毎日新聞、文書館開館10周年の歩みについての記事掲載
- 18 朝日新聞、文書館開館10周年の歩みについて取材
- 25 企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展－自由民権の土壌－」（～4/14）
- 30 福井新聞、朝日新聞に企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」の記事掲載
2. 1 開館10周年記念エントランスパネル展示「たけふ街並アーカイブ－市民による地域資料のデジタル化と保存－」（～2/11）、ミニ展示「ちょっと昔のたけふの風景」（～2/27）
- 2 企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」展示説明会（5名参加）
- 2 中日新聞に企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」の記事掲載
- 3 福井新聞、日刊県民福井、中日新聞にエントランスパネル展示「たけふ街並アーカイブ」の記事掲載
- 8 読売新聞にエントランスパネル展示「たけふ街並アーカイブ」の記事掲載
- 9 エントランスパネル展示「たけふ街並アーカイブ」ギャラリートーク（展示説明会、参加25名）
- 11 福井新聞の「福井ものしり館」のコーナーに、柳沢主任執筆の「“ハンサムウーマン”杉田鈴」の記事掲載
- 14 日刊県民福井のコラム欄で企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」が紹介
- 21 平成24年度全史料協第2回役員会（京都府京都市、柿木館長出席）
- 23 開館10周年記念企画「資料補修体験コーナー」開催（2名参加）
- 24 図書館・文書館一日館長および図書館一日司書が館内見学
- 26 新潟県立文書館視察（3名）
3. 2 企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」展示説明会（76名参加）
- 2 講演会「豪農一家にとっての近代－杉田仙十郎と定一夫妻－」開催（99名参加）
- 3 中日新聞に講演会「豪農一家にとっての近代－杉田仙十郎と定一夫妻－」の記事掲載
- 7 福井新聞、文書館開館10周年の歩みについて取材
- 9 フィアラ先生の世界をつなぐセミナー『語りと記録』第4回「世界の中の日本古典－『源氏物語』の翻訳体験を語る－」（27名参加）
- 12 平成24年度第2回運営懇話会
- 13 福井新聞に講演会「豪農一家にとっての近代－杉田仙十郎と定一夫妻－」の記事掲載
- 22 福井テレビ、企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展－」取材
- 27 福井新聞に「県文書館が開館10年」の特集記事掲載
- 27 文書館・図書館探検隊（16名参加）
- 28 福井新聞に企画展示「杉田仙十郎・定一・鈴おやこ展」に関連する記事掲載
- 29 福井新聞に資料叢書『福井藩士履歴』1の紹介記事掲載
- 31 朝日新聞に資料叢書『福井藩士履歴』1の紹介記事掲載
4. 6 中日新聞、日刊県民福井に資料叢書『福井藩士履歴』1の紹介記事掲載
- 11 毎日新聞に資料叢書『福井藩士履歴』1の紹介記事掲載

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号 一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法(昭和62年法律第115号)の施行に関すること。

附 則(平成11年12月22日法律第161号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録(以下「文書等」という。)を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館(以下「文書館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。)の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研修室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設備

区分	単位	算 定 基 礎	金額
マイク ロ ホ ン	1 本	1 回 5 時間以内	120円
		1 時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1 回 5 時間以内	220円
		1 時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1 枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1 枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1 枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号 一部改正)

(平成18年福井県規則第9号 一部改正)

(平成21年福井県規則第5号 一部改正)

(平成24年福井県規則第30号 一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で文書館長が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合には、その翌日）

2 文書館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがあるもの

- 五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの
- 六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等
- 七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

（施設等の使用の承認）

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

（使用者の遵守事項）

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。
- 二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

- 2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

（使用料等の還付）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

- 2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の免除）

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合 使用料に相当する額

- 二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であつて知事が認めるものが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- 四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額

2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(制限行為の許可の申請)

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可(許可事項変更許可)申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(施設等または文書等の損傷または滅失等の届出)

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

(1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。

(2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。

(3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。

2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。

3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。

4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

（不要文書の廃棄）

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができる認められる方法により廃棄するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井県域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書（様式第1号）を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。ただし、福井県立図書館から交付を受けた図書館利用カードについては、利用カードとみなす。

2 利用カードの有効期限は、館長が定める。

3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書（様式第3号）に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み1回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第6条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあつては原本により、古文書その他の記録にあつては複製資料によりするものとする。

2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

3 公文書の閲覧の期日は、原則として閲覧・複写申込書の提出があった日から起算して15日以内に定めるものとする。ただし、閲覧しようとする公文書が大量である場合、業務が集中した場合等は、別途閲覧の期日を定めることができる。

4 前項において閲覧期日を定めた場合は、閲覧申込をした者に電話等によりあらかじめ知らせるものとする。

(文書等の閲覧の場所)

第7条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。
- (2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。
- (3) 喫煙および飲食をしないこと。
- (4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第8条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第9条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(文書等の掲載、放映等)

第11条 文書等の全部または一部の出版物、番組等への掲載、放映等を行おうとする者は、文書等掲載・放映等申込書(様式第4号)を館長に提出するものとする。

(利用相談)

第12条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 文書等の検索に関する相談
- (2) 文書等の内容に関する相談

2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

- (1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと認められる場合
- (2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展示)

第13条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

利用案内

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- ・月曜日（休日を除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日（休日を除く）、年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日のりば 福井駅前市内バス5番のりば（南ルートと北ルートの2路線があります。）

経路 <南ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～木田公民館前～はなんどう駅東～羽水高校口～福井市美術館～県立図書館（県文書館）
（アオッサ前～羽水高校口間は乗車のみです。）

<北ルート>

福井駅前～アオッサ前～旭公民館前～日の出公民館前～こども歴史文化館～高志高校グラウンド～生活学習館～県立図書館（県文書館）
（アオッサ前～高志高校グラウンド間（こども歴史文化館を除く）は乗車のみです。）

運行時間 <南ルート> 福井駅前市内バス5番のりば 毎時30分発（1時間間隔）

平日 8:30～18:30

土日祝 8:30～17:30

<北ルート> 福井駅前市内バス5番のりば 毎時00分発（1時間間隔）

平日 9:00～18:00

土日祝 9:00～17:00

料金 無料